

議案第 22 号

我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように制定する。

令和 6 年 2 月 21 日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

受益者負担の適正化のため、我孫子市民体育館の野球場の使用料を改定する
ため提案するものです。

我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例（昭和61年条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前					
別表（第11条、第17条関係）				別表（第11条、第17条関係）					
使用区分		使用料 （1時間 当たり。 ただし、 夜間照明 施設につ いては30 分当た り）		使用区分		使用料 （1時間 当たり。 ただし、 夜間照明 施設につ いては30 分当た り）			
専用	メインアリーナの目 から会議室の目まで 略	略		専用	メインアリーナの目 から会議室の目まで 略	略			
使用	野球場	高校 生以 下 ・65歳 以上	1 面	950円	使用	野球場	高校 生以 下 ・65歳 以上	1 面	750円
		一般	1 面	1,900 円			一般	1 面	1,500 円
野球場夜間照明施設 の目から庭球場夜間 照明施設の目まで		略		野球場夜間照明施設 の目から庭球場夜間 照明施設の目まで		略			

	略			略	
個人使用	略	略	個人使用	略	略
備考 略			備考 略		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。